

区政への主な意見と回答 令和8年1月分

1 65歳以上向けスマートフォン購入費用助成について

Q 個人のスマホ購入代金を区の予算で支援することに違和感があります。原資は税金なので、もっと多くの区民が受益するような使い方にしてください。

通信費は光熱費や食費など生活するうえで必要な他支出と同じく、個々人が自分の使用分を負担するものです。支援するなら対象を区民全体にしなければ不公平になります。都の水道料金支援などと同じく、対象者を限定しない形にしてください。

A ご指摘のスマートフォン購入費用助成は、総務省の通信利用動向調査では、高齢になるほどスマートフォンの保有割合が低いとの結果が示されており、更なる高齢化の進展等により、高齢者の社会とのつながりを保ち、健康管理や安全性の向上などの効果が期待できることから、東京都の補助事業を活用し、令和7・8年度の時限的な取組として実施することとしたものです。これにより、高齢者のデジタルデバインド（情報格差）対策と昨年10月に導入した健幸アプリ（すぎなみチャレンジ）を含めた区のデジタル行政サービスの利用促進を図る考えです。

また、行政サービスをはじめ、社会のデジタル化が急速に進む中で、デジタルデバインドの解消を図り、より多くの方がデジタル化の恩恵を享受できるようにすることが大切です。こうした認識から、区では、高齢者に限らず、障害者や外国人の方など区民の誰もが円滑にデジタルに関して様々な相談ができるよう、昨年10月に区民センター等を定期的に巡回する「すぎなみデジタルなんでも相談窓口」を開設しました。今後とも、区民誰一人取り残すことなく、デジタルデバインド対策に取り組んでいきます。

担当 情報管理課/高齢者施策課

2 小規模共同住宅の増加に伴う住環境保全に関する要望書

Q 現在、区内の、特に第一種低層住居専用地域や第一種中高層住居専用地域において、相続に伴う大規模な宅地の売却が相次いでいます。その跡地に、既存の指導要綱の対象外、あるいは規制の緩い「小規模な単身者向け共同住宅（投資用マンション等）」が建設されるケースが急増しており、街並みの連続性や防犯面、コミュニティの維持に深刻な懸念を抱いています。

区として、より小規模な物件に対しても面積制限や防犯基準を適用するよう、規制のあり

方を再考してください。

【具体的な要望事項】

- ・「指導要綱」の適用対象拡大（小規模物件への適用）
- ・相続時の土地利用に関するワンストップ相談と誘導策の強化
- ・子育て世帯の移住を目的とした、空き家の積極的活用等の施策強化
- ・単身者向け小規模物件の防犯および管理体制の義務化

A 最初に、都市整備部管理課から回答します。

区では「杉並区建築物の建築に係る住環境への配慮等に関する指導要綱」において、集合住宅等の建築について基本的指導事項を定めることで、住宅都市として良好な住環境の形成を促進しています。指導要綱では、階数が3以上かつ、40㎡未満の住戸数が6戸以上で全住戸数が20戸未満の集合住宅を適用範囲の一つに定めており、10戸未満の集合住宅についても対象としています。指導要綱では、対象となる集合住宅に対し、1住戸あたりの最低専用床面積や管理体制等について一定の整備基準を設定しており、ご要望にあるような狭小な住戸が密集する集合住宅の抑制や地域の住環境の維持に努めています。今後も指導要綱に基づいた適切な指導を行い、良好な住環境の形成を促進していきますので、ご理解のほどお願いします。

次に、空き家の活用について、住宅課が回答します。

空き家を地域の課題解決に活用することを目指し、空き家所有者に向けたアプローチを進めています。

また、子育て世帯等住宅確保要配慮者に向けたセーフティネット住宅の普及に努めているところです。

最後に、防犯の部分については、杉並区の防犯活動を所管している地域安全担当から回答します。

杉並区では、平成15年10月に施行しました「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例（安全美化条例）」及び「同施行規則」に基づき、共同住宅（住戸数が5戸以上が対象）や寄宿舍、下宿などを設計、建築する事業者は、その共用部分や専用部分について、見通しの確保や照度の確保など侵入盗対策に有用な措置を講ずるよう、管轄の警察署と協議すると定めています。

その他、地域安全担当では、警察や地域団体と連携し、安全パトロールの実施や防犯自主団体への活動支援など、防犯の面から地域の安全な住環境の確保を進めています。

担当 危機管理対策課/都市整備部管理課/住宅課

3 杉並区商業活動を応援するためデジタル地域通貨導入のお願い

Q 渋谷区でハチペイという地域通貨を便利に、お得に使っていましたが、杉並区では導入されていません。杉並区にはなぜ地域通貨がないのでしょうか。

杉並区居住の魅力をアピールするためにも、地域通貨導入を提案します。

A 一般的にデジタル技術を活用した地域通貨事業は、通常の決済手段だけでなく、自治体独自の取組に活用することで地域内での経済の循環や地域活動に寄与できるものと認識しています。一方で、他区の導入事例を確認したところ、地域通貨事業は導入及び維持管理に多額の経費を要することに加え、利用可能店舗の拡大が難しいこと、また利用される店舗にも偏りがある等の課題があり、現時点で杉並区独自のデジタル地域通貨の導入の予定はございませんが、今後はデジタル地域通貨を含め、様々な手法を検討します。

担当 産業振興センター

4 なみチャレのQRコード設置先について

Q 昨年、杉並区内公共施設に「なみチャレ」のQRコードが設置され、私はゆうゆう下高井戸館で、運営するNPO法人の方から案内を受け、開始しました。

近隣のゆうゆう館、区民集会所等へよく行くのでQRコードの読み取りをしてポイントを集めています。

しかし、先日浜田山会館へ行きましたら、QRコードの設置がありませんでした。

このような施設が他にもあるのでしょうか。

A 本アプリは、18歳以上の学生、働く世代、そして高齢者の方々まで、幅広い世代の皆様を楽しみながら継続していただけるよう、歩数測定以外の多機能化やポイント交換先の充実を図ったアプリで、令和7年10月より運用を開始いたしました。

アプリの導入目的である、区民等の健康増進支援やウェルビーイングに繋がる行動の促進・継続のため、現在は、地域区民センター・ゆうゆう館・体育施設・保健センター・区役所・ケア24にQRコードを設置しています。

運用開始して間もないことから、現在は上記施設に設置していますが、継続利用者や新規登録者数を増加していくために、段階的に機能改善や区内スポットを増やしていく計画でございます。ご要望いただきました、区民会館、区民集会所、コミュニティふらっとに、今年度中を目途にQRコードを設置する予定です。

担当 健康推進課

5 学童クラブ指数に関して

Q 私はシフト制のため、平日・土日・祝日を含む不規則な勤務形態で働いています。学童クラブを申請した際、28日間のうち日曜日を除いた20日の勤務が必要とのことで、私の場合は19日であったため、指数が低く算定されました。

日曜日が学童クラブの休所日であり、「保護日」として扱われることは理解していますが、その計算方法によって指数が下がり、利用の選考で不利になる点に疑問を感じています。また、勤務時間の総量ではなく勤務日数のみで判断され、さらに日曜日が除外される仕組みは、シフト勤務の実態と合っていないと思います。

実際、長時間勤務で働いているシフト制の方よりも、短時間勤務の平日勤務の方が指数が高くなるケースがあり、その結果、学童利用につながらないのは違和感があります。特に夏休みなどの長期休暇期間は学童の利用ができないと大変厳しいです。制度の見直しを検討してください。

A 区の学童クラブは、保護者が就労などにより、子どもの保育にあたれない家庭のお子さんを対象とした、放課後等における生活の場であるため、放課後の時間の就労状況を確認させていただいているところです。

そのため、来年度の学童クラブの入会における審査については、日曜日や祝日は学童クラブが開所していないことから、月曜日から土曜日の就労状況を確認し、審査をさせていただきますことをご理解ください。

病院にご勤務の方をはじめ、休日が不定期な方の働き方については、就労が放課後の時間に限らないことは承知していますので、ご提案いただいた就労の総時間数の考え方を含め、入会審査基準を検討する際の参考とさせていただきます。

なお、児童館では、夏休み等の学校長期休業期間中に、児童館内で持参したお弁当を食べることができる「小学生のランチタイム」事業を実施しています。また、学校がある日に児童館を利用する際、一旦帰宅することなくご利用いただける「直接来館制度」も実施しています。どちらもご利用にあたっては、保護者による事前の申し込みが必要となりますので、直接児童館にお問い合わせください。

また、区では、学童クラブを含むすべての子どもの居場所づくりの指針となる「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を策定し、事業の充実を図ることといたしました。お住いの校区の小学校においても、令和9年度に「放課後等居場所事業」を開始する予定です。この事業は、一旦帰宅することなくお子さんが過ごすことができる学校内の居場所です。学童クラブとは異なり預り事業ではないため、出欠席の確認は行っていませんが、スタッフが子ども達の見守りや支援を行っています。また、お子さんの入室・退室時に保護者にお知らせメールが届く管理システムも導入しています。さらに、土曜日や夏休みなどの学校休業日は、お弁当をご持参いただき1日過ごすこともできます。平日の学校休業日は朝8時よりご利

用いただける事業となっていますので参考にしてください。

担当 児童青少年課

6 杉並区における充電式バッテリー等の回収について

Q 出火の可能性があるリチウムイオン電池製品の回収を、いつものゴミ収集サイクルの中で、月に1度で良いので回収をお願いできないでしょうか。

焼却炉の火災が発生したら何十億の改修費用が必要になり、ゴミの回収がストップするなど、甚大な被害が出ます。

また、私の地域の回収BOXは、建物の改修のため1年以上設置が無く、家電店では、回収リストに無い企業の製品は回収してもらえません。

区民の利便性と万が一の火災発生時のコストを念頭に検討してください。

A 地域区民センター改修工事により、充電式バッテリー等の回収ボックスをご利用いただくことができず、ご不便をおかけし誠に申し訳ございません。

区では、屋外の集積所回収に伴う出火・延焼の危険性を懸念し、現在集積所では回収を行わず、区施設の回収拠点拡充に努めていますが、ご指摘いただきましたとおり、区民の皆様の利便性確保の重要性も十分認識しています。

安全対策のため、区民の皆様にご協力いただくこと及び区が実施すること等を整理し、他区の状況を踏まえつつ、適切な回収方法を検討していきます。

担当 ごみ減量対策課